

議案第 3 4 号

前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める  
条例の改正について

令和 5 年 3 月 2 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令  
和元年前橋市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 9 第 1 項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（前橋市家庭的  
保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年前橋市条例第 3  
7 号）第 2 条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除  
く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園してい  
る児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害  
児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者について  
は、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼  
保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所してい  
る障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支  
援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させること  
ができる。

第 4 1 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 4 1 条の 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児  
童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業  
者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所  
での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その  
他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条

において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第47条を次のように改める。

#### 第47条 削除

第60条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第63条中「、第47条」を削る。

第68条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第97条前段及び第102条前段中「第39条の2」の次に「、第41条の2、第41条の3第1項」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第47条の改正規定及び第63条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第41条の2（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。
- 3 改正後の第41条の3第2項（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条及び第89条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。